

建設工事等の入札金額見積内訳書の取扱い

1 内訳書の目的

入札金額見積内訳書（以下「内訳書」という。）は、談合その他の不正行為の排除、ダンピング受注（その請負の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結をいう。）の防止などを目的として、入札参加者に提出を求め、発注者がその内容の確認等を行うための資料である。

2 対象案件

入札参加者に入札書の提出（初度入札の入札書提出時に限る。以下同じ。）と同時に内訳書の提出を求める入札は、次に該当する競争入札とする。

- （１）建設工事
- （２）土木施設維持管理業務委託
- （３）設計額が500万円以上の建設工事に係る業務委託
- （４）上記（１）から（３）以外の入札において発注者が内訳書の提出を必要と認めた入札

3 入札参加者への周知

入札公告又は指名通知に次のとおり記載して、入札参加者に内訳書の提出を周知する。

「入札参加者は、発注者が様式を指定した入札金額見積内訳書（必要事項を記入したもの）を、電子入札システムによる初度入札の入札書提出の際に添付すること。」

4 入札参加者に提示する内訳書

- （１）発注者は、入札参加者が記入すべき項目を表記した内訳書を入札参加者に提示する。
- （２）発注者は、入札参加者に必ず記入してもらう項目の欄を「必ず記入」と表示する。
- （３）低入札価格調査制度実施要領を適用する入札においては、数値的判断基準の対象金額（工事の場合は、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）を「必ず記入」とすること。
- （４）入札参加者に提示する内訳書は、別添１（工事用）及び別添２（委託用）を標準とする。
- （５）建設工事に係る業務委託において、設計業務と測量業務等、異なる業務を一つの業務として発注する場合、内訳書は全ての業務内容について記載するものとする。（様式は別添２（委託用）を業務内容に合わせて加工する。）
- （６）発注者が積算の参考のために内訳書の明細等を入札参加者に求めている場合があるが、内訳書以外のこれらの資料はこの取扱いの対象外とする。

5 内訳書の提出を求めた場合における内訳書の未提出

次に該当する場合は「内訳書の未提出」とし、各入札執行要綱等に規定する「公告又は指名通知に示す事項に反した入札」に該当するものとして、当該入札参加者の入札を無効とする。

- （１）内訳書の全部が提出されていない場合
- （２）内訳書の一部が提出されていない場合
- （３）内訳書として提出されたものが、明らかに当該入札の内訳書と関係のないものと発注者が判断した場合

- (4) 内訳書に記入された工事名、工事場所、直接工事費の内訳（工種名）及び入札額等から、明らかに他の工事の内訳書と発注者が判断した場合
- (5) 内訳書に記入された入札参加者の所在地、名称・商号及び代表者名から、明らかに当該内訳書が入札書を提出した者と異なる者の内訳書と発注者が判断した場合
- (6) 上記（１）から（５）以外で発注者が「内訳書の未提出」と判断した場合

6 「不備な内訳書」

次に該当する内訳書は「不備な内訳書」とし、各入札執行要綱等に規定する「不備な見積金額内訳書を提出した者がした入札」に該当するものとして、当該内訳書を提出した者の入札を無効とする。

- (1) 他社の内訳書と一緒に提出された内訳書
- (2) 内訳書の内容が異なる複数の内訳書
- (3) 入札額だけが記入された内訳書
- (4) 発注者が「必ず記入」とした欄に記入がない内訳書
- (5) 内訳書の入札額が埼玉県電子入札共同システムに入力された入札額と異なる内訳書
- (6) 内訳書の合計金額（工事価格）が内訳書の入札額と異なる内訳書

ただし、内訳書の工事価格と内訳書の入札額の差異が積算基準書等の端数処理の範囲内であると認められる場合、又は直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の合計金額が内訳書の入札額と一致する場合はこの限りでない。

- (7) 直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の合計金額が、内訳書の工事価格及び内訳書の入札額のいずれにも一致しない内訳書
- (8) 工事名、工事場所の欄に誤りがある、又は記入がない内訳書

ただし、直接工事費の内訳（工種名）等から、当該入札の内訳書であると発注者が判断した場合は、この限りでない。

- (9) 入札参加者の所在地、名称・商号、代表者名の欄に誤りがある、又は記入がない内訳書

ただし、入札参加者の所在地に誤りがある、又は記入がない場合であっても、名称・商号、代表者名等から当該内訳書が入札書を提出した者の内訳書であると発注者が判断した場合は、この限りでない。

- (10) 上記（１）から（９）以外で発注者が「不備な内訳書」と判断した内訳書

7 「不備な内訳書」等の扱いの留意点

- (1) 6（6）のただし書きに該当する内訳書であって、入札額が調査基準価格を下回る場合は、工事価格と入札額の差異を一般管理費等で調整することにより、工事価格を入札額に一致させた上で、数値的判断基準による判定を行う。
- (2) 発注者が指定した様式以外の書式で内訳書が提出された場合は、上記5又は上記6にこのことが含まれていないことに留意し、そのことのみでは無効にしない。

8 発注者の内訳書の確認

- (1) 内訳書の確認は、入札締切通知書の発行以後に行うものとする。
- (2) 発注者は、開札前に内訳書の内容に不備がないことや他の入札参加者のものと類似性や規則性がないかを確認する。

- (3) 談合その他の不正行為を疑わせる内訳書の提出があった場合は、埼玉県談合情報対応要領に基づき適切な対応を行う。

9 その他

- (1) 各入札執行要綱等の規定により入札参加者がいったん提出した内訳書の書換え、引換え又は撤回はできない。
- (2) 委託の内訳書に関する取扱いについては、「工事名」を「委託名」と読み替えるなど適時読み替えて適用する。

「各入札執行要綱等」とは次の要綱をいう。

- ・ 埼玉県建設工事請負等指名競争入札執行要綱
- ・ 埼玉県建設工事請負一般競争入札執行要綱
- ・ 埼玉県建設工事請負一般競争入札(事後審査型)執行要綱
- ・ 埼玉県建設工事に係る業務委託一般競争入札(事後審査型)執行要綱
- ・ 埼玉県業務委託指名競争入札執行要綱
- ・ 埼玉県業務委託一般競争入札執行要綱
- ・ 埼玉県業務委託一般競争入札(事後審査型)執行要綱

- ・ 埼玉県建設工事請負一般競争入札(事後審査型)試行要綱(※廃止要綱)

附 則

- 1 この取扱いは、平成26年10月1日以降に公告又は指名通知等を行う入札から適用する。

附 則

- 1 この取扱いは、令和5年2月1日以降に開札する競争入札から適用する。

附 則

- 1 この取扱いは、令和5年4月1日以降に開札する競争入札から適用する。